

町村週報

(町村の購読料は会費)
の中に含まれております)

2820号

毎週月曜日発行

発行所 全国町村会 〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03-3581-0486 FAX03-3580-5955

発行人 山中昭栄：定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座00110-8-47697

<http://www.zck.or.jp>

高原一面のススキ (奈良県曾爾村)



も く じ

情 報

町村Nav i.....

情 報

復興たより いい町には声がある
〜宮城県山元町・りんごラジオ〜.....

フ ォ ー ラ ム

旧山陽道宿場町 矢掛町 ブランド化と地域活性II岡山県矢掛町.....

論 説

道州制基本法案と小規模市町村の存亡..... 東京大学名誉教授 大森 彌.....

(9) (8) (5) (2)

写真募集

表紙に掲載する写真を募集しています。採用者には、粗品を差し上げます。写真には撮影者の住所、氏名及び撮影場所・日時を明記して下さい。なお、採否は当方に一任願います。送り先：全国町村会・広報部

コ ラ ム

なでしこジャパン

千葉市男女共同参画センター名誉館長
NHK番組キャスター

加賀美 幸子

今年の日本を勇気づけ、誰もが心動かされた「なでしこジャパン」の活躍。季節は進み、冬が迫ろうとしているが、『万葉集』の時代から人々は、秋の花・なでしこに心を寄せてきた。「野辺見れば 撫子の花咲きにけり わが待つ秋は近づくらしも(詠人不知)」と歌われているように、夏の頃から咲き、もともとも早く、秋に先駆けて咲く花として、万葉の時代から親しまれてきたのが撫子の花。子を撫でるように、姿やさしい可憐な花。にもかかわらず、かんかん照りの川原でも、風を受けて颯爽と咲く芯の強さ。「カワラナジソコ」の名と共に、長い間愛されてきた。『万葉集』には「撫子」が26首詠まれているが、その内、大伴家持の歌が11首もある。「撫子の その花にもが 朝な朝な 手にとり持ちて恋ひぬ日無けむ」(あなたが、あの撫子の花であったらいいのに)。そうしたら、毎日毎日手に取って、恋い恋しまない日はないだろうに、坂上郎女の長女・坂上天嬢への恋心を撫子に託して歌っている。家持が惹かれ求め

ていたのは、撫子のように、やさしく芯の強い女性であったのだ。清少納言も『枕草子』の中できっぱりと言う。「草の花はなでしこ。唐のはさらなり、やまものもいとめでたし...」(草の花は、なでしこが良い。唐なでしこは勿論だが、日本のなでしこもとてもすばらしい...)

細い枝だが、しなるように強く、決して折れたりほしないで跳ね返す。それが「大和なでしこ」と言われる由縁。やさしく芯の強い女性の代名詞だったが、一時期あまり使われなくなり寂しかったのだが、アテネオリンピックで、サッカー日本女子代表の愛称が「なでしこジャパン」に決まり、それも約2700通の応募の中から選ばれたのだった。「日本を代表する女子チームに相応しい愛称、プレーする選手たちの夢や目標に相応しい愛称」上田栄治監督の言葉であった。その後の「なでしこジャパン」の活躍...。上代から続く強くしなやかな生き方の根元が、今年また確かめられた嬉しさである。

道州制基本法案と小規模市町村の存亡

視 点

東京大学名誉教授

大 森 彌

「平成の大合併」の幕引き

平成24年10月1日現在、町村の数は931（町747、村184）、市の数は788、市町村数の合計は1、719である。1999年3月末に2、562あった町村の数は931にまで減じた。市町村合併とは、結局、町村の解消を図るものである。一定の行財政基盤を有し、法令で義務付けられた事務事業を完結的に処理できる「総合行政主体」（＝基礎自治体）を想定し、それに合致しない市町村は合併すべきだという「合併推進運動」は終わった。もちろん、国が「総合行政主体」の整備のための市町村合併をあきらめたのではない。2010年3月26日、期限が切れる「市町村の合併の特例等に関

する法律」の一部を改正する法律（「市町村の合併の特例に関する法律」平成32年3月末までの時限立法）を成立させたからである。しかし、事務処理体制のあり方としては、合併以外に共同処理方式による周辺市町村間での広域連携（行政機関等の共同設置など）を認めることで、合併の「強力推進」をひとまず幕引きとした。

強まる道州制実現の動き

やっと合併の嵐が過ぎ、困難の中でも地域経営に懸命に取り組んでいる小規模市町村にとって、その存亡がかかるといって過言ではない。道州制基本法案がまた近づいている。道州制基本法案の動きである。2010年の参院選挙では、自民党、公明党、みんなの党などほとんどの政党が道州制実

現を公約に掲げた。2012年9月5

日、自民党道州制推進本部総会で、「道州制基本法案（骨子案）」について、公明党との協議及びその対応に関する報告がなされている。この骨子案が、次の衆院選挙での公約の一つになるのは確実である。また、民主党の次期衆院選マニフェストの素案では、2009年マニフェストにはなかった「道州制の推進」を新たに追加していると報じられている。大阪から全国へ出てきた「日本維新の会」は、統治機構の作り直しの最終形を道州制としている。具体的な内容はあじまいだが、主要な政党間で、道州制実現の方向性という点で足並みはそろいつつあるといえる。軽々な予測は控えるべきだが、次の衆院選挙では自民党の政権復帰が観測されている中で、自民党の「道州制

基本法案（骨子案）」は見逃しせない。

要注意の「基本法」制定

「道州制基本法案（骨子案）」は、「道州制の導入について具体的な検討に着手するため、当該検討の基本的方向及び手続を定めるとともに、必要な法制の整備について定めることを目的とする」とされている。一般に、基本法は、国会が、法律の形で、政府に対して、国政に関する一定の施策・方策の基準・大綱を明示して、これに沿った措置をとることを命ずるといった性格・機能を有している。道州制の内容や必要性などについて広く国民の理解が極めて乏しいにもかかわらず、この基本法を成立させることで、道州制実現の突破口にしよつとしていいる。もし、この基本

論 説



大森 彌 (おおもり・わたる)

1940年、東京都生まれ。東大大学院博士課程修了。東大教養学部教授、学部長を経て、2000年東大停年退職、千葉大学法経学部教授。2005年定年退職。行政学・地方自治論を専攻。地方分権推進委員会の専門委員、日本行政学会理事長、自治体学会代表運営委員などを務めた。全国町村会の提言書「21世紀の日本にとって、農山村が、なぜ大切なのか」などの原案作成にかかわる。現在、全国町村会「道州制と町村に関する研究会」座長、社会保障審議会会長・介護給付費分科会会長など。著書に『政権交代と自治の潮流』『変化に挑戦する自治体』『官のシテム』など。

法が成立すれば、政府は、具体的な制度設計に着手しなければならなくなるからである。

道州制―「道州」と「基礎自治体」で構成

「道州制基本法案(骨子案)」は、市町村をどう扱おうとしているか。「道州制」は、「道州及び基礎自治体で構成される地方自治制度である。」とされている。「道州」は、「道又は州をその名称の一部とし、都道府県の区域より広い区域において設置され、広域事務(国から移譲された事務をいう。)及び都道府県から承継した事務を処理する広域的な地方公共団体である。」とされ、廃止される都道府県に代って設置される新名称の広域の自治体になる。これに対して、「基礎自治体」は、「市町村の区域を基礎として設置され、

従来の市町村の事務及び都道府県から承継した事務を処理する基礎的な地方公共団体である。」とされている。

中央集権体制を改革するために、国の役割を外交・防衛などに極力限定して、内政に関わる事務権限を「道州」へ移し、都道府県が行っている事務事業を大幅に「基礎自治体」へ移す、とされている。これは事務権限の上から下へのドミノ的移譲論といえる。

必至の市町村合併

「道州」が新たな広域の地方公共団体の名称であるのに対し、現行の基礎的な地方公共団体の名称である市町村とは言わず、わざわざ「基礎自治体」と言っている。なぜか。現行の市町村の再編を意図しているからである。「基礎自治体」が「市町村の区域を基礎と

して設置」される、という場合の「基礎として」とはどういう意味か。現在のままでは「基礎自治体」にならない市町村があり、それらは再編されるといふことである。

どうしてそう言えるか。「基礎自治体」は、「住民に身近な地方公共団体として、従来の都道府県及び市町村の権限をおおむね併せ持ち、住民に直接関わる事務について自ら考え、自ら実践できる地域完結性を有する主体として構築すること」とされているからである。「地域完結性」とは「基礎自治体」間で事務の共同処理や広域連携は不要であることを意味し、この「基礎自治体」観は、「平成の大合併」で打ち出された「総合行政主体」＝「基礎自治体」とほぼ同じイメージである。住民に必要な一揃いの行政事務があつて、それを自分の区域ですべて単独でやれなければならぬ、そのためには、必要な専門職員の配置など一定の行政体制を備えている必要があるという発想である。「地域完結性を有する主体」という要件を満たさない、一定規模以下の市町村がすべて再編の対象となる。

「道州制」のスタートまでに市町村合併を先行させることになるかどうかは定かではないが、「道州」に包括される「基礎自治体」に、現行の都道府県の事務を大幅に移すためには、事務権限の受け皿を整備せざるをえなく

り、必ず市町村合併を進めることになる。ときは「分権の時代」である。強制合併とは言いつく。自主的な再編を促すということになるが、「平成の大合併」の経緯と結果を見ても、これまで以上に市町村の合併を推進することはとても無理ではないか。自主合併を建前とした「平成の大合併」で使われたアメとムチの促進策を上回る工夫が何か考えられるのであろうか。

「道州」の新設とともに明治、昭和、平成に次ぐ第4の大合併になることは必至である。事実上「強制合併」に近い方策を考へるだろう。

もし建前として自主合併ということであれば、自主的に単独行を選択することもありうるから、合併しない市町村は、「道州制」における「基礎自治体」にはなれないことになる。そういう市町村はどう扱われるのであろうか。単独で事務権限移譲を受けられない市町村については、「道州」の機関による補完や近隣の「基礎自治体」による水平補完などの仕組みによって対応するといったことを必ず言いつけよう。

そうなれば、一定規模以下の市町村は、「道州制」における一人前の「基礎自治体」とは扱われなくなる。「道州制」とともに、潰えたはずの「西尾私案」(2002年11月に地方制度調査会専門小委員会において西尾勝副会長が示した討議資料で、合併に至ることが客観的

論 説

に困難である小規模な市町村に關し、組織機構を簡素化した上で、法令による義務づけのない自治事務は一般的に処理するが、通常の基礎的自治体に法令上義務づけられた事務については窓口サービス等その一部のみを処理し、それ以外の事務の処理を都道府県に義務づける特例的団体制度の創設を提言)がよみがえる。

「道州制」は「究極の小規模市町村つづし」ではないか

「基礎自治体」の名称は改めて検討するというのが、現代の国際社会では非常識な「小さな」国(中央政府)を実現するために、人口1,000万以上の超巨大な「道州」を創り、その「道州」に包括される「基礎自治体」を地域完結的な行政主体にしようとするれば、おそらく人口30万とか20万の規模の「市」を整備することになるだろう。「基礎自治体」もまた大規模なものになる。「道州」は住民から遙かかなたの存在になり、「基礎自治体」もまた近接性の低い行政主体になり、住民自治の充実とは逆方向へ向かうだろう。

現在、1,719ある市町村のうち、一般市と町村が「編成」(合併)のターゲットとなることは明白である。これこそが、「道州」と対になる基礎的な地方公共団体を「市町村」とではなく、「わさわさ」基礎自治体と呼びたい

理由である。「道州」が新たな広域の地方公共団体の名称であるのに対して「基礎自治体」は自治体の名称ではない。町村という種類の自治体をなくしたいからこそ市町村とは言いたくないのではないか。

「平成の大合併」の荒波を懸命に乗り切り、自治体としての存続を図ってきた誇り高い町村が、そのような扱いを甘受するでも考えているのであろうか。しかし、道州制の導入となれば、農山漁村地域における住民自治の皆である町村は合併を強要され消滅の危機に立たされるだろう。一般市も同じ運命をたどるだろう。この意味で、「道州制」は、「究極の分権改革」なのではなく、「究極の小規模市町村つづし」となる。

規模拡大による効率化を追求し、「小さいことは迷惑だ」と言わんばかりに、町村をつづした「平成の大合併」が地方の疲弊と地域自治の後退をもたらしつつあることは明らかではないか。その上に、道州制の導入となれば、小規模市町村は、自治体としての命脈を断たれかねない。全国の町村は、「道州制」の本質と問題点を見抜き、一般市とともに、その存亡をかけて、まず、道州制基本法案の成立を阻止する「共同戦線」を組まざるをえないのではないだろうか。

都道府県別市町村数

(平成24年11月19日現在)

都道府県	町	村	町村計	市	計	都道府県	町	村	町村計	市	計	都道府県	町	村	町村計	市	計
北海道	129	15	144	35	179	富山県	4	1	5	10	15	岡山県	10	2	12	15	27
青森県	22	8	30	10	40	石川県	8	0	8	11	19	広島県	9	0	9	14	23
岩手県	15	5	20	13	33	福井県	8	0	8	9	17	山口県	6	0	6	13	19
宮城県	21	1	22	13	35	長野県	23	35	58	19	77	徳島県	15	1	16	8	24
秋田県	9	3	12	13	25	岐阜県	19	2	21	21	42	香川県	9	0	9	8	17
山形県	19	3	22	13	35	静岡県	12	0	12	23	35	愛媛県	9	0	9	11	20
福島県	31	15	46	13	59	愛知県	14	2	16	38	54	高知県	17	6	23	11	34
茨城県	10	2	12	32	44	三重県	15	0	15	14	29	福岡県	30	2	32	28	60
栃木県	12	0	12	14	26	滋賀県	6	0	6	13	19	佐賀県	10	0	10	10	20
群馬県	15	8	23	12	35	京都府	10	1	11	15	26	長崎県	8	0	8	13	21
埼玉県	22	1	23	40	63	大阪府	9	1	10	33	43	熊本県	23	8	31	14	45
千葉県	17	1	18	36	54	兵庫県	12	0	12	29	41	大分県	3	1	4	14	18
東京都	5	8	13	26	39	奈良県	15	12	27	12	39	宮崎県	14	3	17	9	26
神奈川県	13	1	14	19	33	和歌山県	20	1	21	9	30	鹿児島県	20	4	24	19	43
山梨県	8	6	14	13	27	鳥取県	14	1	15	4	19	沖縄県	11	19	30	11	41
新潟県	6	4	10	20	30	島根県	10	1	11	8	19	合計	747	184	931	788	1,719

フォーラム

矢掛町は、岡山県の南西部に位置し、人口15、200人を擁し、面積90・62平方キロ、瀬戸内海気候に属し、温暖な気候と豊かな自然に恵まれ、災害の少ない住みやすい町です。

歴史は古く、奈良時代に右大臣として活躍した吉備真備公ゆかりの地であり、江戸時代では旧山陽道の宿場町として人・文化・産業などの要衝として

歴史と文化のまち やかげ



現地レポート
地域資源を活かした
活性化策

旧山陽道宿場町 矢掛町
ブランド化と地域活性化

殷賑を極め、往時の本陣・脇本陣の双翼が国の重要文化財に指定され、さらに健全な状態で旧姿を留めているのは全国でも唯一矢掛町のみ。幕末に天璋院篤姫が江戸へ嫁ぐ際、当本陣に止宿された文献が数年前発見され、耳目を集めました。

こうした歴史的資産が今なお現存し、深い歴史と多様な文化を混えた濃厚な町として、平成の大合併でも単独の路線を選択し、木目細やかな町づくりを推進しています。

しかしながら、少子高齢化社会の到来により本町でも深刻な人口減少が顕著で、平成22年度には過疎地域として指定を受けた経緯があります。爾来、この過疎指定を前向きに受け入れ、過疎債事業を積極的かつ有効的に活用し、多元的な事業を推進しています。

少子化対策と定住促進

平成18年に町長に就任して以来、まず人口増を伴う少子化対策が、喫緊の



や かげ ちょう
岡山県 矢掛町

△旧矢掛本陣石井家

フォーラム

◁脇本陣なまこ壁



▷旧矢掛脇本陣高草家



課題と捉え、矢継ぎ早に事業を実施しました。乳幼児医療費の助成や保育料の軽減、更には若者の定住を目指す住宅団地の造成など、ソフトハード両面から対策を推進してきました。特に昨年度からは若者を対象に定住をされる方に新築助成金を120万円支給する制度を創設したところ、1年で60名を超える多くの町外の方が町内に移住して来られており、一定の成果は上がっています。

産業振興と企業誘致

産業振興対策としては、行政基盤の根幹である財政の観点からも、企業誘致が町税増収に繋がることから、就任直後からトップセールスを展開し、リーマンショック以後の景気の停滞時期があつたにも拘わらず、20社を超える誘致を進め、安定行政への道のりを歩んでいます。

矢掛町ブランドの認定

自然豊かで歴史のある本町にあつて、以前から工芸品や食品などの特産品はあつたものの、矢掛町全体として統一的特産品の指定や、販路の特定などはありませんでした。そこで、矢掛町として数々ある特産品を矢掛町ブランドとして認定し、その発掘とPRを兼ねて、またブランド化した特産品

安心・安全のまちづくり

の販路の確立を目指し、39品目を認定したものです。これにより各出展者の意識にも変化がみられ、官民が一体となった矢掛町の売り出しを展開しております。また町内にある水車の里フルーツピアや農協矢掛宿場の青空市きらりでも取り扱いをしております。

本町のような中山間地域においては、商店やスーパー等が少なく、また街路灯防犯灯も非常に少ないこともあり、特に中高校生の夜間時の通行が暗く危険だという声が多くありました。そこで、環境に優しく消費電力の少ないLED照明を町内に、5年がかりで千数百か所を約1億円で設置したところ、夜間でも明るくなり安心して通行できると好評を得ています。

環境対策

また環境対策としては、個人住宅用の太陽光発電設備への助成を国県と共に進めると同時に、役場や文化施設並びに各学校等の公共施設に太陽光パネルを設置しております。この度、この二酸化炭素排出削減に対し、国内ケレシット認証も受けております。

加えて、電気自動車を早くから導入し、今年度は？地区ある公民館に1台ずつ三菱自動車の電気自動車ミープを

◁矢掛町ブランドに認定された特産品



配備したところです。このこともあり、先日三菱自動車の益子社長がわざわざ当町までお礼に来られ、地域経済の発展や町の特産品について会談し、東京本社で特産品の臨時販売出店が実現しました。

予防医療の充実

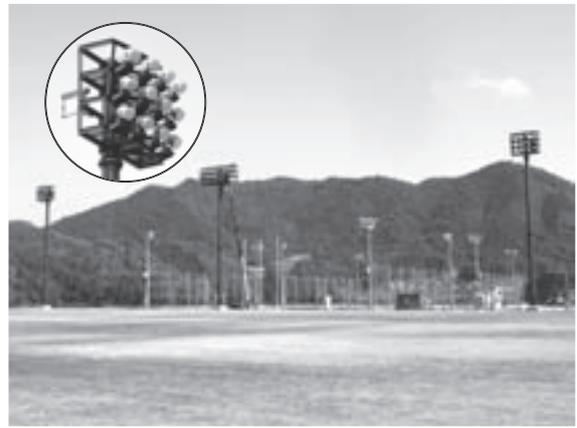
また、予防医療の充実、健康づくりによる介護予防・福祉の充実も、就任当時から積極的に推進しており、特定健診の受診率の向上が、町民の健康維持の第1歩と捉え、推進員を委嘱し、

フォーラム

◁「郷土美術館」町木の赤松を使った伝統工法による建物



◁全国で初めてグラウンド、テニスコートにLED照明を設置



戸別訪問により健診を訴えていきました。その結果、昨年度の健診受診率は54%で、県下上位で毎年推移しています。

教育行政

教育行政では、早くから電子黒板を全教室に、また生徒用のパソコンを180台購入配備し、授業で生徒全員が利用できるよう、教育環境の向上を推進しています。加えて、1中学校7小学校の耐震化並びに大規模改修も完了しており、安全安心して教育を受けることが可能となっています。

また昭和57年から造成を続けてきた

総合運動公園も間もなく完成します。フットサル兼用のテニスコートや、子ども広場など整備を進め、特に全国で初めて多目的グラウンド並びにテニスコートにLED照明を建設中であり、話題となっています。

協働のまちづくり

しかし町づくりの基本は、協働のまちづくりです。当町でも、数々の団体や個人がボランティアで役割を担って下さっています。特に、当町を東西に横断する一級河川である小田川の河川敷は、県の浚渫などで何年かに一度、

雑木は伐採するものの、数年すると元

の木阿弥となっていました。そこで、最初の伐採は当町が県費で行い、その後の維持管理や草刈りは、町が購入した機械を活用し、地元の住民がボランティアで実施するというスタイルが、ほぼ全域で定着し、今では以前と見違えるほどきれいな河川に生まれ変わっています。岡山県アダプト制度での町内組織数は89団体、町ピカ制度での組織数は80団体を数え、協働のまちづくりの成功例と言えます。

また、もう一つの例として、今年度から地域に主体性を持たせた自治協議会補助制度を制定しました。産業・ものづくり・観光の振興や、健康・福祉・健全育成推進、芸術・文化・スポーツ・生涯学習、更には、環境保全や地域の安全安心事業等、地域で企画実施する事業に対して、ソフト事業は10割以内、ハード事業は9割以内で補助する制度です。自治会から申請を受け、事業採択は自治協議会の中で決定したものを町長が補助を交付する制度となっており、既に4件の事業が住民主体で展開されています。

こうした人づくりが町づくりという観点からも、町民一人ひとりが明るく楽しく積極的に町政に関心を持ち、できることは町民自らが実行する町づくりを目指すことで、矢掛町という町が燦然と輝く町になるものと期待しております。

これからの日本社会は、予測不可能

なことが起こりうる時代に突入しております。地方自治体もそうした不測の事態に備えるべく、危機管理も含め俯瞰的な立場に立ち、重層的な事業を推進していかなければなりません。そのためにも町民や議会、更には民間企業などと連携を図りながら、中長期的な展望を持ちながら鋭意努力して参ります。

再来年、平成26年(2014年)、合併60周年を迎えます。今後「やさしさにあふれ かにてきて げんきなまち」の実現に向け、住民と共に更なる発展を目指し取り組んで参ります。

矢掛町長 山野 通彦



▷宿場まつり「大名行列」

いい町には声がある

宮城県山元町・りんごラジオ

今日も「りんごラジオ」の高橋厚アナは、通勤途中に早朝の町を訪ね歩き、働く町民にマイクを向けます。まさに通りすがりに突然インタビューを敢行するというのに、取材拒否する町民は誰ひとりとして、いません。そんな町のあたたかさが「りんごラジオ」の原動力。災害情報のためだけのラジオではない、町にとって大切な存在になっています。

町が消えたという噂を聞いて

宮城県沿岸部に位置する山元町は、東日本大震災の大津波で全世帯のおよそ半数が被災しま



こじんまりしたプレハブの放送局ですが、町の情報がいっぱいつまっています

した。ライフラインが閉ざされ、町外からも町の様子がまったくわからない状況に陥つたため、町は壊滅状態になったのではないかと、いった噂が流れたほど。当然、町に必要な情報もまったく届きません。被災のショックと閉塞感、絶望感から、なかなか立ち直れずにいる町民を見て、このままでは本場に町がダメになってしまふ、と即座に情報の発信が可能な「コミュニティFMラジオの開局を思い立ったのは、町在住の元東北放送アナウンサーの高橋厚さんでした。震災後、5日目のことです。町長に直談判し、かねてから交流のあった『FMながおか』から機材を借り受け、開局にこぎつけたのは、震災から10日後の3月21日でした。

「おはようございます、りんごラジオです」の声とともに

被災者対応に大わらわの役場庁舎1階ロビーの一角で、「臨時災害FM放送りんごラジオ(80.7MHz)」はスタートしました。局名の由来は、りんごが町の特産品であることと、戦後復興の



第38回放送文化基金賞特別賞受賞を喜ぶ齋藤俊夫町長(左)とりんごラジオの高橋厚アナ(右)

シンボルだった「りんごの唄」にあやかたといえます。開局当初から20人にも及ぶボランティアスタッフ、そして町役場の全面的なバックアップのおかげで、「今、必要な正確な情報」を収集、発信できました。朝7時から夜8時まで、町民一人ひとりにとって大事な情報をできる限りつぶさに届けていきました。同年7月には、被災した役場庁舎の安全性を考慮し、中央公民館前の専用プレハブ(約20畳)に引越し。現在も放送が継続されています。町の復興も少しずつ進み、今では災害情報以外の町の明るいニュース、賑やかな声も電波にのせることができるようになりました。

すべての町民に町の今を伝える

2012年10月現在、りんごラジオは朝8時から夕方6時まで、ほとんど生放送で情報をお届けしています。毎朝、町で会

う人々のインタビューをそのまま放送したり、様々な職業の町民をゲストに招いてトークを展開したり。これまで各界の著名人もたくさんスタジオを訪れ、激励してくれました。また、町内のすべての学校や幼稚園を紹介する人気コーナーや町議会の完全生中継など、常に町民の関心が高い事柄を取り上げています。そして、今では、サイマルラジオ※として、やむを得ず町を離れた町民にも、町の「今」を伝えることができるようになりました。これからも、「いい町には声がある」のキャッチフレーズのように、りんごラジオを通して、町のありのままの「声」を「届けよう」として、本当の意味での町の復興を目指していきます。



今も放送局内は、DJブースもないワンフロアでわきあいあいと

がんばってます、東北!

復興だより

※サイマルラジオ：コミュニティFMの自主制作番組をネット配信すること



車両共済(保険)のご案内



(自動車総合保険の車両保険)

この車両共済(保険)は、町村生協の自動車共済で補償する対人賠償、対物賠償、限定搭乗者傷害等に加え「ご自身のおクルマの補償(車両保険)」を追加する制度です。
お車が衝突した場合や台風・いたずら・盗難など偶然な事故で損害を被ったときに、共済(保険)金をお支払いします。

町村生協の自動車共済にご加入の皆様なら!

- 無事故による割引で新規から **33% (保険料) 割引**
(ご加入を希望するお車が町村生協の自動車共済で過去3年間無事故の場合は、ノンフリート等級9等級からスタートします。)
- 集団扱年一括払いによる割引で更に **5%**
- 保険料分割払(12回)も選択可能です。
(保険料分割払をご利用の場合は上記の集団扱年一括払いの5%割引の適用はありません。)

さらに

無料ロードサービスがついてきます。
ご契約のお車が、事故・故障で自力走行できなくなった場合、事前にロードサービス専用デスクにご連絡ください。JAFにお取り次ぎし、レッカーや30分程度の緊急修理などを手配します。
●バッテリー上がりや、キー閉じ込み、ガス欠など

◎1年間事故が無かった場合は、翌年の等級は1等級上がります。
事故によって車両共済(保険)をご利用された場合は、事故件数1件につき3等級下がります。

契約条件と掛金(保険料)例

- ・自動車総合保険(損保ジャパン) 保険期間1年
- ・自動車保険集団扱年一括払いによる割引5%適用

車名	フィット
型式	GE6
初度登録	平成23年2月
年齢条件	26歳以上補償
運転者限定	本人・配偶者限定
記名被保険者	30才
新車割引	有
共済(保険)金額	150万円
払込方法	集団扱年一括払



加入タイプ	自己負担額(免責金額)なし	自己負担額(免責金額)5万円
一般条件(割引適用済)	56,400円	42,710円
(通常・新規で加入する場合)	79,970円	60,570円
車対車+A(割引適用済)	25,040円	18,960円
(通常・新規で加入する場合)	35,500円	26,880円

- ・上記掛金(保険料)は、町村生協の自動車共済で過去3年間無事故(ノンフリート等級9等級)の場合のもので、保険料は平成23年4月1日現在のものであり、変更される場合もあります。
- ・掛金(保険料)は、型式、初度登録年月、年齢条件、運転者限定特約の有無、共済(保険)金額、等級などにより異なります。
- ・上記掛金(保険料)例の「通常に新規で加入する場合」とは、ノンフリート等級6S等級を適用した保険料を例示したものです。
- ・このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容については取扱代理店(千里)または損保ジャパンの営業店にお問い合わせください。

※この車両共済(保険)をご契約いただける方は、全国町村職員生活協同組合の自動車共済に加入されている方に限ります。

お見積りのご請求・お申し込み・お問い合わせなどは、下記までご連絡ください。

株式会社 千里 (取扱代理店)

- フリーダイヤル **0120-731-087** (受付時間 月～金 午前9時30分～午後5時)
お電話の際には、車検証をお手元にご用意ください。
- FAX番号 **03-3519-7325**
- ホームページアドレス <http://www.chisato-ag.co.jp>
〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-32 全国町村会館西館内

- 「車両共済(保険)制度」は、全国町村職員生活協同組合と株式会社損害保険ジャパンとが集団扱契約を締結し、実施しているものです。
- 集団扱としてご契約いただけるのは、保険契約者および被保険者が損保ジャパンの定める条件を満たす場合のみとなります。詳細については、取扱代理店(千里)または損保ジャパンにお問い合わせください。

〔車両保険引受保険会社〕 ㈱損害保険ジャパン

〔SJ10-13443(2011.3.18作成)〕

TIME of RELAXING

「ゆとり」と「やすらぎ」のひとつとき

静かさ心地よさに配慮し、室内インテリア全体を落ち着いた雰囲気にとまどめ、ゆったりとしたやすらぎのひとつときをお届けいたします。

<http://www.zck.or.jp/kaikan/index.html>



土・日・祝日は
リーズナブルに

土・日・祝日のご宿泊は、
平日料金の **20%OFF**

金曜日のご宿泊は、
平日料金の **15%OFF**

和室もございますのでお問い合わせ下さい。
禁煙ルームをご用意しております。



シングル 119 室
平日料金 9,817 円より **SINGLE ROOM**

金曜日料金
15% OFF 8,344 円より

土・日・祝日料金
20% OFF 7,854 円より



ダブル 12 室
平日料金 13,282 円 **DOUBLE ROOM**
(2名利用) ※1名利用の場合 11,072 円

金曜日料金
15% OFF 11,289 円
※1名利用の場合 9,326 円

土・日・祝日料金
20% OFF 10,626 円
※1名利用の場合 8,778 円



ツイン 17 室
平日料金 18,480 円より **TWIN ROOM**
(2名利用)

金曜日料金
15% OFF 15,708 円より

土・日・祝日料金
20% OFF 14,784 円より



会議室・宴会場

2階には広さと設備が多様な、大小4つのホール、会議室。高い機能性を持ち、さまざまな演出が可能です。会議・研修、パーティーなどに幅広くご利用いただけます。



カジュアルレストラン「ベルラン」

ランチタイム 11:00 ~ 14:00
ティータイム 14:00 ~ 17:00
ディナータイム 17:00 ~ 22:00
(21:30 ラストオーダー)



和食処「さいかち」

ランチタイム 11:30 ~ 14:30
(14:00 ラストオーダー)
ディナータイム 17:00 ~ 22:00
(21:30 ラストオーダー)



全国町村会館

市町村職員共済組合等の宿泊助成券がご利用いただけます。

お電話でのご予約・お問い合わせは

TEL 03(3581)0471

FAX 03(3581)0220

〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号

ご宿泊の予約が、全国町村会館の WEB からお申し込みいただけます。

<http://www.zck.or.jp/kaikan/index.html>

全国町村会館へのアクセスガイド

- 有楽町線・半蔵門線・南北線「永田町」3 番出口徒歩 1 分
- 丸の内線・銀座線「赤坂見附駅」徒歩 5 分
- タクシー東京駅から約 20 分

